

健やかな未来を築くみんなの国保

国保の給付

病気やケガの治療

皆さんが病気やケガをして、保険医(病院・医院等)でみてもらうとき、窓口へ保険証を提出すると、医療費の一部負担金(別掲)を支払うだけで(a)お医者さんの診察(b)病気やケガの治療(c)治療に必要な薬や注射(d)入院の費用(e)レンントゲン撮影、検査などの処置が受けられます。

一部負担金

※一般被保険者

入院・通院とも3割
※退職被保険者
本人……入院・通院とも2割
被扶養者……入院……2割
通院……1割

療養費払い

(1) 罪を犯して病気やケガをしたとき
(2) 麻薬中毒、自殺など故意にしたとき
(3) ケンカ、泥酔などでケガ等
(4) 医師や保険者の指示に従わなかつたとき

その他の給付

○被保険者が出産したとき助産費の支給(二十四万円)
○被保険者が亡くなつたときの葬祭費の支給(二万円)

輸血をしたときの生血代

一部負担金

※一般被保険者

入院・通院とも3割

※退職被保険者

本人……入院・通院とも2割

被扶養者……入院……2割

通院……1割

(口)ひとつの世帯で、同じ月内に一部負担金が三万円以上(二万一千円以上)の場合が二回以上あつたとき、それらの額を合算して六万円(三万三千円)を超過した分について支給。
(口)過去十二ヵ月以内に、同じ世帯で四回以上高額療養費の支給を受けた場合、四回目以降は三万四千円(二万三千円)を超過した分について支給。

超過した分について支給。

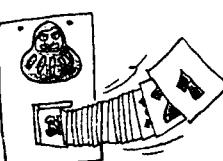
の大体二ヵ月後に送付いたします

ので、その通知書(ハガキ)と被保険者証、印鑑及び領収書を持参し、市役所保健環境課国保医療係へ手続きに来てください。

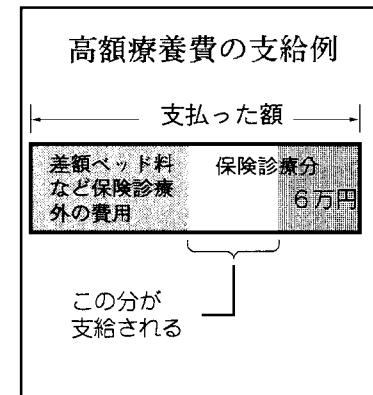
- (1) 同じ病院・診療所でも、通院と入院は別計算。
- (2) 違う病院・診療所は、それぞれ別計算。
- (3) 総合病院の各診療科は、それぞれ別計算。ただし入院患者が他の科で受けたときは合算(歯科は別)

一部負担金の計算は…

- (1)月の一日から末日まで、暦月ごとの受診について計算。



(イ)の例	Aさんが同一月内に8万円(保険診療分)支払った場合 $80,000\text{円} - 60,000\text{円} = 20,000\text{円}$ (支給額)
(ロ)の例	母親が5万円、長男が4万円を同一月内に支払った場合 $(50,000\text{円} + 40,000\text{円}) - 60,000\text{円} = 30,000\text{円}$ (支給額)
(ハ)の例	Aさんが5ヵ月間、毎月8万円を支払った場合 1~3回までは(イ)の計算 4回目以降は $80,000\text{円} - 34,800\text{円} = 45,200\text{円}$ 支給額



- 重病のために医師の指示により付き添い看護をつけたとき(市の事前承認が必要)

- (5)仕事中のケガ
- (6)継続療養(以前の職場の保険が使えるとき)

- このハガキは、診療を受けた月